

芦屋市グループホーム利用者家賃負担軽減事業について【申請】

1 対象要件（軽減の対象となる利用者）

※①②③④⑤の要件のすべてを満たす者

①障害福祉サービスの「**共同生活援助（グループホーム）**」の支給決定のある人・ある期間

※総合支援法第19条第1項の支給決定を受けていること。ただし、措置による利用者は対象外

②現にグループホームに入居していること

③障害福祉サービスを**芦屋市**が決定していること（援護の実施者が芦屋市であること）

④市町村民税が非課税世帯（生活保護世帯は除く）

⑤利用者が支払う1か月の家賃相当額が10,000円を超えていること

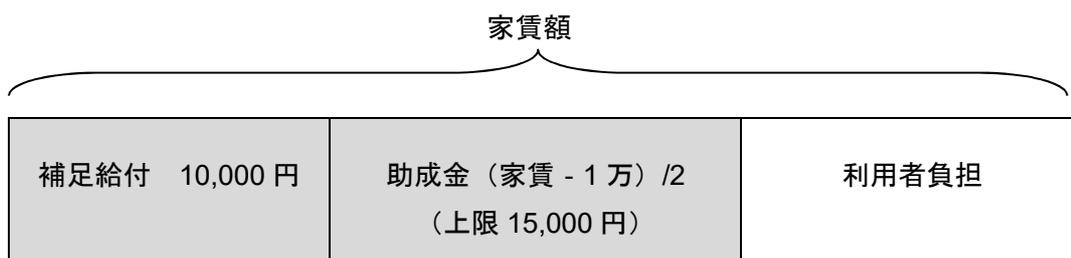
2 事業の対象となる事業者の範囲

法に規定する「指定共同生活援助事業者」

3 助成金の額

$(1 \text{ か月の家賃相当額} - \text{補足給付: } 10,000 \text{ 円}) \times 1/2 = \text{助成金 (月額)}$

※1円未満切り捨て ・ 上限 15,000 円



助成金の額は1か月を単位として決定し、当該利用者が支払う1か月の家賃相当額から10,000円を控除した額の2分の1（上限額15,000円）とする。

家賃相当額には、光熱水費、共益費、食材料費、敷金・礼金等その他の金額は含まない。

月途中の入退去等により、家賃額が日割り計算となる場合には、「(実際に支払う家賃額（日割り計算後の家賃額） - 10,000円) × 1/2（1円未満切り捨て）」となる。

4 助成の対象期間・申請の締め切り

申請のあった日の属する月から、グループホームを退去する日が属する月までの期間

【入居日から30日以内の申請書の提出があった場合】

入居日の属する月から、グループホームを退去する日が属する月までの期間

※ただし、共同生活援助の支給決定期限ごとに更新申請が必要

(例)

- ・ 11月15日に入居した者が、12月10日に申請→11月分の家賃から助成の対象
- ・ 11月15日に入居した者が、12月20日に申請→12月分の家賃から助成の対象

5 提出書類（新規・更新共通）

- ①グループホーム家賃助成申請書（様式第1号）
- ②障害福祉サービス受給者証の写し（助成を申請する期間中の決定があるもの）
- ③事業者との利用契約書（家賃額が明記されたもの）の写し

6. 家賃助成の更新について

◆有効期間（更新）

開始日 ～ 障害福祉サービスの有期末の翌月末

(例)

- ・ 障害福祉サービス 共同生活援助の決定（新規）R3.6.1～R4.5.31 → 次回更新 R4.6.1～R5.5.31
- ・ グループホーム家賃助成 R3.6.1～R4.6.30 → 次回更新 R4.7.1～R5.6.30
- ・ ※R4.4.30で退所・取消しとなった場合は家賃助成もR4.4.30で取消

グループホームを退去する日が属する月までの期間（障害福祉サービス「共同生活援助」の支給決定期間まで）が、有効期間となります。

手続の簡素化のため、更新申請手続き書類に、更新決定後の障害福祉サービス受給者証が必要となるので、「共同生活援助」の支給決定期間の翌月末をグループホーム家賃助成額の有効期間といたします。

※支給決定期間に準ずるため、障害福祉サービスが取消・変更となった場合は、家賃助成も取消し・変更となります。

提出期限

グループホーム家賃助成決定の有効期間末日

7. 家賃額の変更 ・ 所得区分の変更

提出書類

- ①様式7号（介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費）支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書 ※障害福祉サービスの変更申請書
- ②変更後の家賃証明書または契約書の写し
- ③様式第5号 グループホーム家賃助成申請内容変更届出書

提出期限

変更の事由が発生した日の属する月中